

徳島市中小企業デジタル化促進事業補助金　Ｑ＆Ａ

No.		質問	回答
1	申請前	デジタル化促進事業補助金とはどのような補助金ですか。	中小企業者等が自社の業務の効率化、生産性向上等を目的として行うデジタル化・省力化を推進していくのに必要な経費の一部を補助する制度です。
2	交付対象者	徳島市内に無人の倉庫を保有しており、倉庫のデジタル化を行いたいですが、補助金を申請できますか。	事業所、営業所とは、物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して継続的に行われているものをさすため、無人の倉庫は事業所・営業所と判断せず、対象外となります。
3		同じ事業で他の補助金を交付申請中でも本補助金を申請できますか。	他の補助金で交付決定している補助対象経費について、本補助金の補助対象経費として計上することはできません。
4		徳島市内に本社がありますが、本補助金でデジタル化を行う事業所は他市にあります。補助金を申請できますか。	本補助金は、市内中小企業者等の経営を支援し、市内の産業の振興を目的としているため、他市で運営する事業所のデジタル化については対象外となります。
5	補助対象経費	ホームページ作成、更新、デジタル広告は対象となりますか。	補助対象経費に該当しないため、本補助金の活用はできません。
7		月額利用料が補助対象経費となっている事業について、ライセンス費用については補助対象経費となりますか。	交付申請書提出時、ライセンス契約が必須かつライセンス期間及びその期間内の費用を提示できる場合、必要な費用の内、2月末日までに支払いが完了した月分に限り、補助対象経費となります。（例：年額での契約の場合は年額÷12カ月×6ヵ月分）
8		市内店舗と市外にもある店舗をつないだシステムを作りたいのですが、対象になりますか。	対象外となります。 徳島市内の店舗・工場等をつないで補助事業を実施する場合、対象となります。
9		現在あるシステムに機能を追加して生産性向上を図りたいのですが、対象になりますか。	対象外となります。 新たに異なる機能のシステムを導入される場合、対象となります。

10	補助対象経費	クラウドサービスの無料版を利用・検証した後に、本格導入を行いたい、無料版の利用に関する契約は交付決定前の「着手」にあたりますか。（なお、有料版を利用する場合は、別途、本契約を行う予定）	有料版の本契約が交付決定後であれば補助対象になります。 （有料版の本契約の日付がわかるものを、実績報告書御提出時に、提出して頂きます）
11		補助申請金額の下限額 5 万円は、5 万円以上の経費が対象になるということですか。	市が交付する金額の下限額が 5 万円です。 補助率が 1 / 2 なので、対象経費の下限金額は税抜価格で 100,000 円です。
12		補助対象経費の期間は R8. 2. 28 までに支払いが完了しているものでよろしいですか。	交付決定日～補助対象期間（R8. 2. 28 締切）までに支払いが完了していることが確認できるものを対象とします。 クラウドサービスの利用料等、1 年分をまとめて支払っている場合、月割りとします。
13		事業年度終了後、導入したソフトウェア等をその後変更・取りやめる場合に必要な手続きはありますか。	補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具及びソフトウェア等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）] で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供し、又は廃棄することはできません。 なお、ソフトウェアは無形固定資産に該当し、処分制限期間は下記のとおりです。 ・「複写して販売するための原本」または「研究開発用のもの」：3 年 ・その他（上記以外）：5 年
14		対象となるソフトウェア等に基準はありますか。	本補助金の趣旨である、生産性向上、業務効率化に資するソフトウェア等であつ、「徳島市中小企業 DX 診断訪問事業」で、事前相談、アドバイザーの提案等を受けているものであれば対象です。
15	その他	IT 導入補助金のように、ベンダー（販売会社）の指定はありますか。	ベンダーの指定はありません。
16		複数の店舗で営業しています。補助金で導入したものは、市外の店舗で使用しても良いですか。	市外の店舗での使用はできません。
17	事業内容の変更	交付申請時に補助対象経費として承認されたシステムの導入を一部取りやめようと思っています。取りやめた場合、補助対象経費が 30 万円から 15 万円となります。徳島市へ提出する書類はありますか。	補助対象経費が 30 万円から 15 万円に変更となった場合は、補助事業に対する経費全体の 20% を超える減額となるため、システムの導入の前に、「（様式第 8 号）変更承認申請書」一式を提出いただく必要があります。事前にご相談ください。